別添２【群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）　令和８年度事業メニュー（追加協議用）】

	１事業名	２基準単価	３対象経費	４対象者	５補助率	６補助上限額	７提出書類	８担当者
a	在宅医療等基盤整備事業 ①人材育成研修（専門研修） ②人材育成研修（多職種連携） ③普及啓発	400 千円	在宅医療の推進及び医療福祉連携体制の構築に係る事業実施に必要な次の経費 １　給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） ２　報償費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、印刷　製本費、会議費、図書購入　費） ５　役務費（通信運搬費、雑　役務費） ６　使用料及び賃借料 ７　委託料（前記１から６に　掲げる経費に該当するもの） ８　その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた　経費	県・郡市医師会、県・郡市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4	300 千円	・別紙様式２協議書 ・要綱別記様式第３号別紙１補助金所要額調書 ・要綱別記様式第３号別紙２－ウ（事業計画書（その他事業）） ※事業計画書には、研修等のテーマを記載すること 例）医療と介護連携のための多職種種連携研修、在宅における災害対応研修等	健康福祉課　医療・福祉連携推進室　医療・福祉連携推進係 田中、清水 tel:　027-898-2655 fax:　027-243-2670 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

	１事業名	２基準単価	３対象経費	４対象者	５補助率	６補助上限額	７提出書類	８担当者
b	訪問看護防犯機器等導入経費補助事業	26 千円	訪問看護ステーションにおける防犯機器等の導入にかかる経費 ※防犯機器：訪問時に身の危険が生じた場合に、外部へ SOS を発信することができる機器 ※ランニングコストは対象外	訪問看護ステーション ※事業者が複数の施設又は事業所を運営している場合（法人等）は、事業所単位で対象事業者としてみなします。つまり、同一の法人でも、事業所が異なれば申請可能。	1/2	13 千円	・別紙様式２協議書 ・要綱別記様式第３号別紙１補助金所要額調書 ・要綱別記様式第３号別紙２－ウ（事業計画書（その他事業）） ・購入機器の見積書又はカタログ等	健康福祉課　医療･福祉連携推進室　医療・福祉連携推進係 内田、清水 tel:　027-898-2655 fax:　027-243-2670 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp
c	訪問看護複数人訪問事業費補助	3 千円	訪問看護におけるハラスメント対策を強化するため、訪問看護事業者がサービス提供のために複数人で訪問を行う場合に必要な人件費 ※ハラスメント対応として同行する者の職種は問わない ※対象は介護保険指定か医療保険指定かは問わず、すべての(介護予防)訪問看護事業所を対象とする	訪問看護事業所	9/10	2,700 円 ※１事業所あたり４８回／年間を上限とする。	・別紙様式２協議書 ・要綱別記様式第３号別紙１補助金所要額調書 ・要綱別記様式第３号別紙２－ウ（事業計画書（その他事業））	健康福祉課　医療･福祉連携推進室　医療・福祉連携推進係 内田・清水 tel:　027-898-2655 fax:　027-243-2670 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp